

## 契約締結前交付書面に関する制度概要

(平 23.12.28)

	契約締結前交付書面（上場有価証券等書面を含む）（法令の概要）	備 考	【参考】 金融商品販売法（概要）
(1) 契約締結前交付書面の交付に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約締結前交付書面を（特定投資家以外の）顧客に対して交付しなければならない 【金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的に全ての商品・取引に関して適用がある。ただし、(7)⑤の商品・取引については除外されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品販売業者等は、金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、重要事項について説明をしなければならない。【金融商品の販売等に関する法律第3条第1項】</li> </ul>
(2) 交付（説明）する対象顧客	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の投資家（特定投資家は対象外） 【金融商品取引法第 45 条第 2 号】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特定投資家」とは、いわゆるプロ投資家のことであり、本書面の交付など一定の行為規制が適用除外となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の投資家（金融商品販売業者及び特定投資家は対象外） 【金融商品の販売等に関する法律第 3 条第 7 項】</li> </ul>
(3) 交付の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>書面（郵送、手交）</li> <li>電磁的方法（メール、ホームページ上の閲覧、ファクシミリなど） 【金融商品取引法第 37 条の 3 第 2 項】</li> </ul>		—
(4) 契約締結前交付書面に記載する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所</li> <li>② 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号</li> <li>③ 金融商品取引契約の概要</li> <li>④ 手数料等に関する事項</li> <li>⑤ 金利、通貨の価格、相場その他の指標の変動による元本欠損のおそれ</li> <li>⑥ 金利、通貨の価格、相場その他の指標の変動による元本超過損のおそれ（上場有価証券等書面については不要）</li> <li>⑦ 上記に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項 【金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項 1 号～7 号】</li> <li>⑧ ⑦による内閣府令で定める事項の主なものは次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該書面の内容をよく読むべき旨</li> <li>ロ 委託証拠金等が必要な場合は、その額又は計算方法</li> <li>ハ 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなる場合にあっては、当該指標及び当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由</li> <li>ニ 上記ハの損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合は、その直接の原因となるもの及びその理由</li> <li>ホ 金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生じるおそれがある場合は、当該者及び損失が生ずることとなる理由</li> <li>ヘ 上記ホの損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある場合は、その直接の原因となるもの及びその理由</li> <li>ト 租税の概要</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>—（説明すべき重要事項は次のとおり）</li> <li>・金利、通貨の価格、市場の相場その他の指標に係る変動（市場リスク）を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれ又は当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 元本欠損が生ずるおそれがある旨又は当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</li> <li>ロ) 当該指標</li> <li>ハ) 元本欠損又は元本を上回る損失が発生する可能性に関する当該金融商品の販売に係る取引の仕組みの重要な部分</li> </ul> </li> <li>・当該金融商品の販売者その他の者の業務又は財産の状況の変化（信用リスク）を直接の原因とする元本欠損が生ずるおそれ又は当初元本を上回る損失の生ずるおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 元本欠損が生ずるおそれがある旨又は当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</li> <li>ロ) 当該者</li> <li>ハ) 元本欠損又は元本を上回る損失が発生する可能性に関する当該金融商品の販売に係る取引の仕組みの重要な部分</li> </ul> </li> <li>・上記の他の事由により上記と同様の事象が生ずるおそれがある場合は同様の説明</li> <li>・権利行使期間の制限及びクーリングオフ期間の制限があるときはその旨</li> </ul>

	契約締結前交付書面（上場有価証券等書面を含む）（法令の概要）	備考	[参考] 金融商品販売法（概要）				
	<p>チ クーリングオフの適用の有無及び契約解除に関する規定内容</p> <p>リ 加入している金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体の名称</p> <p>ヌ 指定紛争解決機関(ADR)の商号又は名称</p> <p>【金融商品取引業等に関する内閣府令第82条各号、同第83条～第96条】</p>						
(5) 記載要領(文字の大きさなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>JIS規格に規定する8ポイント以上の大きさの文字で記載すること</li> <li>手数料に関する事項や損失に関する事項は、枠で囲い12ポイント以上の文字で記載すること</li> <li>「この書面をよく読むこと」及び顧客の判断に影響を及ぼす特に重要な事項は、書面の最初に12ポイント以上の文字で記載すること</li> </ul> <p>【金融商品取引業等に関する内閣府令第79条】</p>	<p>【JIS規格】</p> <table border="1"> <tr> <td>8ポイント</td> <td>あいうえお</td> </tr> <tr> <td>12ポイント</td> <td>あいうえお</td> </tr> </table>	8ポイント	あいうえお	12ポイント	あいうえお	
8ポイント	あいうえお						
12ポイント	あいうえお						
(6) 書面の内容の説明に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約締結前交付書面に記載されている事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結してはならない。【金融商品取引法第38条第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号】</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引の販売契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない【金融商品の販売等に関する法律第3条第2項】</li> </ul>				
(7) 交付及び説明に関する適用除外	<ol style="list-style-type: none"> <li>上場有価証券の売買その他の取引(信用取引・発行日取引を除く。)に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し「上場有価証券等書面」を交付している場合【金融商品取引業等に関する内閣府令第80条第1項第1号】</li> <li>有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結前1年以内に当該顧客に対して同種の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合【同第2号】</li> <li>顧客に対し目論見書(契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが同書面の記載方法に準ずる方法により記載されているものに限る。)を交付している場合【同第3号】</li> <li>既存の金融商品取引契約の一部を変更する契約を締結する場合で、既存契約に係る契約締結前交付書面の記載内容に変更すべきものがないとき又は変更すべき記載事項を記載した契約変更書面を交付しているとき【同第4号】</li> <li>買い付けた有価証券の売付け(当該金融商品取引業者等との間で当該有価証券の買付けに係る金融商品取引契約を締結した場合に限る。)、投資信託・外国投資信託の受益証券の買取り、反対売買、累積投資契約による買付け等、投資信託受益証券等や集団投資スキーム持分の収益金による同一銘柄の取得、MRFの売買(当初買付けを除く。)等【同第5号】</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客より、重要事項について説明を要しない旨の意思表示があった場合【金融商品の販売等に関する法律第3条第7項】</li> </ul>				
(8) 書面の写しの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融商品取引業者等は、作成の日から5年間保存しなければならない。【金融商品取引業等に関する内閣府令第157条第2項】</li> </ul>		—				

契 約 締 結 前 交 付 書 面 関 連 法 令

金融商品取引法	金融商品取引業等に関する内閣府令		
	前書面の記載事項	前書面の記載方法	前書面の交付を要しない場合
<p><b>【契約締結前の書面の交付】</b></p> <p>第三十七条の三 <u>金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</u>ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号</p> <p>三 当該金融商品取引契約の概要</p> <p>四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨</p> <p>六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項</p> <p>2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。</p> <p>3 金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱いであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p><b>【顧客が支払うべき対価に関する事項】</b></p> <p>第八十一条 <u>法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該金融商品取引契約に係る有価証券の価格、令第十六条第一項第三号に規定するデリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。</u>ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。</p> <p>2 第七十四条第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。</p> <p><b>【契約締結前交付書面の共通記載事項】</b></p> <p>第八十二条 <u>法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨</p> <p>二 令第十六条第一項第二号に掲げる事項</p> <p>三 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該指標</p> <p>ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由</p> <p>四 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 前号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの</p> <p>ロ イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある理由</p> <p>五 顧客が行う金融商品取引行為について当該金融商品取引業者等その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該者</p> <p>ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由</p> <p>六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 前号の者のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの</p> <p>ロ イに掲げるものの業務又は財産の状況の変化により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由</p> <p>七 当該金融商品取引契約に関する租税の概要</p> <p>八 当該金融商品取引契約の終了の事由がある場合にあつては、その内容</p> <p>九 当該金融商品取引契約への法第三十七条の六の規定の適用の有無</p>	<p><b>【契約締結前交付書面の記載方法】</b></p> <p>第七十九条 <u>契約締結前交付書面には、法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。</u></p> <p>一 法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第六号並びに第八十二条第三号から第六号までに掲げる事項</p> <p>二 金融商品取引契約が店頭デリバティブ取引契約（令第十六条の四第一項第一号イからハまでに掲げる取引（以下「店頭金融先物取引」という。）に係る同号に掲げる契約又は同項第二号に掲げる契約（第百十六条第一項第三号イ及びロに掲げる取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）であるときは、第九十四条第一項第一号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三 第八十二条第九号に掲げる事項</p> <p>3 <u>金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。</u></p>	<p><b>【契約締結前交付書面の交付を要しない場合】</b></p> <p>第八十条 <u>法第三十七条の三第一項 ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものに上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。）に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十七条の三第一項第一号 から第五号 まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「<u>上場有価証券等書面</u>」という。）を交付している場合</p> <p>二 有価証券の売買（法第二条第八項第一号に規定する有価証券の売買をいう。以下同じ。）その他の取引又はデリバティブ取引等に係る<u>金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合</u></p> <p>三 当該顧客に対し目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は法第十五条第二項第二号に掲げる場合</p> <p>四 既に成立している金融商品取引契約の一部の変更をすることを内容とする金融商品取引契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。</p> <p>イ 当該変更既に成立している当該金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（以下「<u>契約変更書面</u>」という。）を交付しているとき。</p> <p>五 当該金融商品取引契約が次に掲げる行為に係るものである場合</p> <p>イ 有価証券の売付け（当該金融商品取引業者等との間で当該有価証券の買付けに係る金融商品取引契約を締結した場合に限る。）</p> <p>ロ 有価証券の買付けの媒介又は代理（公開買付者（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付者をいう。以下同じ。）を相手方として公開買付け（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に</p>

金融商品取引法	金融商品取引業等に関する内閣府令		
	前書面の記載事項	前書面の記載方法	前書面の交付を要しない場合
	<p>十 当該金融商品取引契約が法第三十七条の六の規定が適用されるものである場合にあっては、同条第一項 から第四項 までの規定に関する事項</p> <p>十一 当該金融商品取引業者等の概要</p> <p>十二 当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業（登録金融機関にあっては、登録金融機関業務）の内容及び方法の概要</p> <p>十三 顧客が当該金融商品取引業者等に連絡する方法</p> <p>十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者保護団体（当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（法第七十九条の十第一項 に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（加入し、又は対象事業者となっている場合にあっては、その名称）</p> <p>十五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 指定紛争解決機関（当該金融商品取引契約に係る業務をその紛争解決等業務の種別とするものに限る。以下この号において同じ。）が存在する場合 当該金融商品取引業者等が法第三十七条の七第一項第一号 イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金融商品取引業者等の法第三十七条の七第一項第一号 ロ、第二号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>【有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項】</p> <p>第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該有価証券の譲渡に制限がある場合にあっては、その旨及び当該制限の内容</p> <p>二 当該有価証券が取扱有価証券である場合にあっては、当該取扱有価証券の売買の機会に関し顧客の注意を喚起すべき事項</p> <p>2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等が法第三十七条の三第一項 の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。</p> <p>3 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理に係るものであって、当該金融商品取引契約に係る顧客がこれらの有価証券の発行者又は所有者である場合には、第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。</p>		<p>規定する公開買付けをいう。第一百十条第一項第二号ト及び第一百十一条第二号において同じ。）に係る有価証券の買付けの媒介又は代理を行う場合に限る。）</p> <p>ハ 令第一条の十二 に規定する行為</p> <p>ニ 令第三十三条の十四第三項 に規定する反対売買</p> <p>ホ 累積投資契約（金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金額を対価としてあらかじめ定めた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約をいう。以下ホ及び第一百十条第一項第一号イにおいて同じ。）による有価証券の買付け又は累積投資契約に基づき定期的に有価証券の売付け</p> <p>ヘ 顧客が所有する法第二条第一項第十号 に掲げる有価証券又は同条第二項第五号 若しくは第六号 に掲げる権利から生ずる収益金をもって当該有価証券又は当該権利と同一の銘柄を取得させるもの</p> <p>ト 法第二条第一項第十号 に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号 に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）の受益証券に限る。）の売買（当初の買付けを除く。）又は当該有価証券に係る投資信託契約（投資信託及び投資法人に関する法律第三条 又は第四十七条第一項 に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。）の解約</p> <p>チ 有価証券の引受け</p> <p>リ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い（当該金融商品取引契約に係る顧客が当該有価証券の発行者又は所有者である場合に限る。）</p> <p>2 法第三十四条の二第四項及び令第十五条の二十二 の規定並びに第五十六条の規定は、前項第一号の規定による上場有価証券等書面の交付、同項第三号の規定による書面の交付及び同項第四号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。</p> <p>3 <u>上場有価証券等書面を交付した日</u>（この項の規定により上場有価証券等書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に<u>上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約の締結を行った場合には、当該締結の日において上場有価証券等書面を交付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>契約締結前交付書面を交付した日</u>（この項の規定により契約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。）から一年以内に<u>当該契約締結前交付書面に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約</u>（店頭デリバティブ取引契約を除く。）の締結を行った場合には、当該締結の日において<u>契約締結前交付書面を交付したものとみなして、第一項第二号の規定を適用する。</u></p> <p>5 法第二条第一項第十号 に掲げる有価証券に係る目論見書（第一項第三号の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する第一項第三号 の規定の適用については、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。</p>